

通則

(月額料金の日割り)

- 1 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額で定める料金（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める基本使用料、付加機能又は通信料の適用に係る月額料金については、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日により3G通信サービス利用権等の譲渡があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日により料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
 - (6) 第51条（基本使用料等の支払い義務）第3項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 9の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 1の第1号から第6号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第51条第3項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 3 1の第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(料金等の臨時減免)

- 4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
- 5 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(料金の計算方法等)

- 6 当社は、契約者（3Gプリペイドサービス(s)契約者を除きます。）がその契約に基づき支払う料金のうち、月額料金、通信料、相互接続番号案内料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 7 当社は、6の規定によるほか、国際アウトローミング機能の利用に係る通信料は、料金月によらず別に定める期間に従って計算します。
- 8 当社は、3Gプリペイドサービス(s)契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、付加機能使用料、第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(26)に規定する3GBプラン及び(27)に規定する100MBプランについては30日間を1料金月とみなして計算します。ただし、3GBプランについては料金月内にパケット通信モードによる通信の情報の累計が3GBに達した場合及び100MBプランについては料金月内にパケット通信モードによる通信の情報の累計が100MBに達した場合は、その時までを1料金月とみなして計算します。
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、6に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料、相互接続番号案内料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。
- 10 当社は、通信料（3Gプリペイドサービス(s)に係る通信料を除きます。）については、通信の種類等にかかわ

らず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(料金の前払い登録)

- 11** 3G プリペイドサービス(s)契約者は、3G プリペイドサービス(s)の利用に先立ってこの約款の規定により、料金の支払い及び料金の前払い登録を行っていただきます。
- 11 の 2** 当社は、3G プリペイドサービス(s)について、3G プリペイドサービス(s) 契約者からあらかじめ申出があった場合は、前払い残高について当社が別に定める額を下回ったときに、3G プリペイドサービス(s)契約者が新たに料金の前払い登録の利用の請求を行ったものとみなして取り扱います。この場合において、新たな利用可能期間は、前払い登録を行った日の翌日から起算します。
- 11 の 3** 11 の 2 に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 12** 11 及び 11 の 2 の規定により支払われた料金は、利用の有無にかかわらず返還しません。
- 13** 11 及び 11 の 2 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、料金の前払い登録はできません。
- (1) 料金の前払い登録の期限（当社が別に定めるところにより指定するものをいいます。）を経過したとき。
 - (2) 既に登録済みのプリペイド番号（3G プリペイドサービス(s)契約者が、3G プリペイドサービス(s)の利用に先立って料金の支払いを行うつど、当社が発行する番号をいいます。以下同じとします。）により料金の前払い登録を再度行ったとき。
 - (3) 料金の前払い登録を行うことにより、前払い残高が第 10（3G プリペイドサービス(s)に係る前払い料金の適用）1（適用）に規定する額を超えるとき。
- 14** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その前払い残高又は利用可能期間の残日数を無効とします。この場合において、当社は、無効となった前払い残高については返還しません。
- (1) 3G プリペイドサービス(s)契約の解除があったとき。
 - (2) その利用可能期間が終了したとき。

(料金等の支払い)

- 15** 契約者（3G プリペイドサービス(s)契約者を除きます。）は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 16** 15 に規定する料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 17** 当社は、3G プリペイドサービス(s)の利用可能期間内において、次のいずれかに該当する場合には、その都度、3G プリペイドサービス(s)の料金を前払い残高から減額します。
- (1) (削除)
 - (2) (削除)
 - (3) 3G プリペイドサービス(s)契約者がその契約者回線から通信等を行ったとき。
 - (4) 当社が 3G プリペイドサービス(s)契約者に第 3(通信料)1(適用)1-1(適用) (26) に規定する 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用を適用したとき。
 - (5) (削除)
 - (6) 3G プリペイドサービス(s)の契約者回線に提供している第 3(通信料)1(適用)1-1(適用) (26) に規定する 3GB プランに係る料金月の初日が到来したとき又はアの表に規定する情報量の累計が 3GB を超過したとき。
 - (7) 3G プリペイドサービス(s)の契約者回線に提供している第 3(通信料)1(適用)1-1(適用) (27) に規定する 100MB プランに係る料金月の初日が到来したとき又はアの表に規定する情報量の累計が 100MB を超過したとき。
- 18** 当社は、17 に規定する通信等を行っているときにその 3G プリペイドサービス(s)契約者の前払い残高がなく

なったことを当社が認知したときは、当該通信を打ち切ります。

(料金の一括後払い)

19 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

20 当社は、契約者の 1 月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限り)が 5,000 円(税込)に満たないときは、2 月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

21 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

22 第 51 条（基本使用料等の支払い義務）から第 55 条（工事費の支払い義務）、第 60 条（相互接続通信の料金の取扱い）又は第 68 条（相互接続番号案内料の支払い義務等）の規定その他この約款に規定する料金若しくは工事費の支払いを要するものとされている額は、この約款に規定する額（税抜価格（消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

ただし、税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）で料金を定めるもの並びに国際通信、国際メッセージ通信及び国際アウトローミング機能の利用による通信については、この限りではありません。

22 の 2 当社は、この約款において税抜価格で料金を定めるときは、その額に消費税法第 63 条に基づき、税込価格をこの約款に併記することとし、括弧内に税込価格を規定するものとします。

22 の 3 22 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価格が異なる場合があります。

(端数処理)

23 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金タイプ)

24 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)及び 3G サービス(i)には、次の料金タイプがあります。

| |
|-------|
| 料金タイプ |
| タイプ I |

25 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者があらかじめ選択した 24 に規定する料金タイプに応じてこの約款に規定する料金を適用します。

(電子データによる請求額の閲覧)

26 当社は、契約者回線に係る 3G 通信サービスの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置（請求額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。）に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

27 当社は、26 の情報蓄積装置に電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものと見なします。

(用語の定義)

28 この料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|---|
| 指定回線群 | 3G 通信サービスの契約者回線又は特定電気通信回線により構成される回線群 |
| 代表回線 | 指定回線群を代表する 1 の契約者回線 |
| 指定回線 | 指定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のもの |
| 複数回線群 | 2 以上の契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るもの |
| 利用権 | 3G サービス利用権、3G サービス(f)利用権、3G サービス(s)利用権、3G サービス(i)利用権及びモジュールサービス(i)利用権 |
| 回線群グループ | 2 以上の複数回線群により構成される回線群 |
| 子会社等 | 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)第 2 条に規定する子会社又は関連会社 |
| 着信短縮ダイヤル番号 | 契約者からの請求により当社が付与した記号を含めた 5 桁の数字からなる番号 |
| なりすまし電子メール | 携帯電話事業者又は PHS 事業者に係る電子メールアドレスを詐称したもの |
| 祝日 | 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日 |